

旭川市随意契約の公表について

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に基づく随意契約を行うので、旭川市契約事務取扱規則第16条の3第2項の規定により公表します。

令和7年3月28日

旭川市長 今 津 寛 介

1 契約の名称及び概要

(1) 契約の名称 旭川市立保育所給食賄材料納入業務

(2) 契約の概要

ア 業務内容

旭川市立保育所賄材料（パン製品）の納入

イ 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

ウ 発注部局及び問合せ先

旭川市緑町16丁目

旭川市立近文保育所

電話 0166-51-0352

2 契約の相手方の選定基準

- (1) 地方自治法第167条の2第1項第3号の規定する社会福祉関係施設であること。
- (2) 旭川市内に拠点を有すること。
- (3) 発注製品を指定する日時までに配達が可能であること。
- (4) 少量の注文であっても迅速な対応が可能であること。
- (5) 予定献立の変更時における対応が柔軟であること。
- (6) 本市においては米粉パンによる米粉の消費拡大を推進しており、米粉パンの納入が可能であること。

3 契約の相手方の決定方法

上記2により、社会福祉法人鷹栖共生みらい（Mirai）及び社会福祉法人あかしあ労働福祉センター授産事業部を指定し、契約を締結する。

4 その他

本業務は、本市の福祉行政において障害者の就労支援と社会自立の促進に資することを目的として実施する。